

(別表1-2) 設置工事の詳細項目毎の補助金交付上限額

(単位：円)

事業の種類		第1の事業 (補助率2/3)			第2の事業及び第3の事業 (補助率1/2)		
		急速充電設備 設置工事	普通充電設備 設置工事	特別な仕様に 基づく工事 ^(注2)	急速充電設備 設置工事	普通充電設備 設置工事	特別な仕様に 基づく工事 ^(注2)
工事区分 ^(注1)							
工事項目ごとの 補助上限額	①高圧受変電設備	1,330,000	1,330,000	14,000,000	1,000,000	1,000,000	10,500,000
	②電気配線	1,660,000	1,000,000	6,200,000	1,250,000	750,000	4,650,000
	③電力供給対応	800,000	適用外	800,000	600,000	適用外	600,000
	④充電器本体据付	400,000	130,000	400,000	300,000	100,000	300,000
	⑤充電スペース整備	1,330,000	1,330,000	1,660,000	1,000,000	1,000,000	1,250,000
	⑥付帯設備	2,230,000	2,230,000	2,830,000	1,670,000	1,670,000	2,120,000
	⑦その他工事に係る費用	2,000,000	2,000,000	2,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
工事区分に応じた補助上限額		7,630,000	6,690,000	25,430,000	5,720,000	5,020,000	19,070,000

注1：一つの工事において、急速充電設備と普通充電設備を同時に設置する場合は、急速充電設備設置工事の上限額を適用する。

注2：特別な仕様に基づく工事とは、当該設置場所を管轄する国・自治体等が充電設備について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。